

## 労働安全衛生法第57条の3第1項に基づく新規化学物質の届出に係る有害性調査結果の判断基準等について

- 1 法第57条の3第1項の規定に基づく新規化学物質の有害性の調査の届出については、微生物を用いる変異原性試験による有害性調査の結果の届出が通例となっているところであるが、ほ乳類培養細胞を用いた染色体異常試験による有害性調査の結果を併せて届出したいとの事業者からの申出があれば、併せて受理を行うものであること。
- 2 微生物を用いる変異原性試験において強い変異原性が認められるとする比活性値は概ね1,000 (revertants/mg) 以上とすること。
- 3 ほ乳類培養細胞を用いる染色体異常試験において強い染色体異常誘発性を示すと評価する濃度は、 $D_{20}$ 値が概ね0.01 (mg/ml) 以下とすること。
- 4 法第57条の3第4項の規定に基づき、微生物を用いる変異原性試験及びほ乳類培養細胞を用いる染色体異常試験を併せて評価する場合は、試験の結果を総合的に判断するものであること。